

【 手術 】

187 内視鏡的膵管ステント留置術の算定について

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

ERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）後膵炎予防のK708－3内視鏡的膵管ステント留置術の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）施行の際、ERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）後膵炎の発症予防目的に膵管ステント留置術が行われることがある。ERCP後膵炎ガイドライン2015[※]においては、ERCP後膵炎の予防的膵管ステント留置が推奨されているのは高リスク患者（odd i筋機能不全疑い、若年者、女性、膵炎の既往、肝外胆管拡張なし、慢性膵炎でない、血清ビリルビン値正常など）に限定されている。したがって、通常のERCPにおいて全ての症例で必要とは考えられず、単に発症予防を目的とした一律的な手術の請求は保険診療上適切ではない。また同ガイドラインでも予防的膵管ステント留置は保険適応となっていないことが記載されている。

以上のことから、ERCP（内視鏡的逆行性胆管膵管造影）後膵炎予防の内視鏡的膵管ステント留置術の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）厚生労働省難治性膵疾患調査研究班・日本膵臓学会